

議案第18号

杉並区保育料等に関する条例

上記の議案を提出する。

平成27年2月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区保育料等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めがあるものを除き、支給認定子どもに係る支給認定保護者又は支給認定子どもの扶養義務者が負担すべき費用（以下「保育料」という。）等について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）で使用する用語の例による。

(保育料)

第3条 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育又は特定地域型保育（以下「特定教育・保育等」という。）を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者又は当該支給認定子どもの扶養義務者（以下「支給認定保護者等」という。）は、保育料を支払わなければならない。

2 前項の保育料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 特定教育・保育（保育に係るものに限る。）、特別利用保育及び特定地域型保育 別表第1

(2) 特定教育・保育（教育に係るものに限る。）及び特別利用教育 別表第2

3 保育所に係る保育料（以下「保育所保育料」という。）は区長に納付し、それ以外の保育料は支給認定子どもが受けた特定教育・保育等に係る特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者を支払うものとする。

(多子世帯に係る保育料)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、特定教育・保育等を受ける支給認定子ど

もの属する世帯に規則で定める子どもがいる場合の当該支給認定子どもに係る保育料の額は、規則で定めるところによる。

(区立子供園に係る保育料)

第5条 前2条の規定にかかわらず、杉並区立子供園条例（平成21年杉並区条例第42号）第1条に規定する杉並区立子供園における特定教育・保育又は特別利用教育を受ける支給認定子どもの保育料については、同条例の定めるところによる。

(区立保育所延長保育料)

第6条 支給認定保護者等は、保育料のほか、杉並区立保育所条例（昭和36年杉並区条例第19号）第1条に規定する杉並区立保育所（指定管理者が管理するものを除く。）において当該支給認定子どもに係る保育必要量を超えて当該支給認定子どもが保育を受けたときは、当該保育に係る費用（以下「区立保育所延長保育料」という。）を区長に納付しなければならない。

2 前項の区立保育所延長保育料の額は、規則で定めるところによる。

(通知)

第7条 区長は、保育料又は区立保育所延長保育料の額を決定し、又は変更したときは、支給認定保護者等に通知しなければならない。

(納付期限)

第8条 支給認定保護者等は、保育所保育料又は区立保育所延長保育料を指定された期限までに納付しなければならない。

(督促及び滞納処分)

第9条 区長は、支給認定保護者等が保育所保育料を前条の規定による期限までに納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。

2 区長は、前項の規定による督促を受けた者がその期限までに納付しないときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

(減免)

第10条 区長は、特別の事由があると認めるときは、保育料又は区立保育所延長保育料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 杉並区保育の実施等に係る費用徴収条例（平成9年杉並区条例第11号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際、施行日前から引き続き保育所を利用する支給認定子ども（当該支給認定子どもの属する世帯に属し、施行日から保育所を利用する支給認定子ども（以下「特例支給認定子ども」という。）を含む。）で、別表第1の規定による階層（平成27年4月の月分の保育料に係るものに限る。）が、前項の規定による廃止前の杉並区保育の実施等に係る費用徴収条例別表第1の規定による階層（同年3月の月分の徴収月額（特例支給認定子どもにあつては、当該特例支給認定子どもの属する世帯に属し、施行日前から引き続き保育所を利用する支給認定子どもの同月の月分の徴収月額）に係るものに限る。以下「旧階層」という。）を上回るものに係る同年4月から8月までの月分の保育料に係る別表第1の規定による階層は、第3条第2項の規定にかかわらず、旧階層によるものとする。
- 4 杉並区保育の実施に関する条例（昭和62年杉並区条例第7号）は、廃止する。

別表第1（第3条関係）

支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料月額（支給認定子ども単位）					
階層	条件	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。）を受けている者の属する世帯（以下「被保護世帯等」という。）	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B階層	区市町村民税非課税世帯（A階層に属する世帯を除く。）	0円	0円	0円	0円	0円	0円
C 第1	区市町村民税均等割のみ課税世帯	1,900円	1,800円	1,300円	1,200円	1,300円	1,200円

階層	階層	(A階層に属する世帯を除く。)							
	第2階層	区市町村民税所得割課税世帯 (A階層に属する世帯を除く。)	所得割課税額が5,000円未満の世帯	2,400円	2,300円	2,000円	1,900円	2,000円	1,900円
	第3階層		所得割課税額が5,000円以上8,200円未満の世帯	3,100円	3,000円	2,700円	2,600円	2,600円	2,500円
D階層	第1階層		所得割課税額が8,200円以上11,100円未満の世帯	6,700円	6,500円	5,600円	5,500円	5,600円	5,500円
	第2階層	所得割課税額が11,100円以上20,000円未満の世帯	8,300円	8,100円	7,300円	7,100円	7,200円	7,000円	
	第3階層	所得割課税額が20,000円以上33,300円未満の世帯	9,400円	9,200円	9,300円	9,100円	9,200円	9,000円	
	第4階層	所得割課税額が33,300円以上53,300円未満の世帯	15,400円	15,100円	10,900円	10,700円	10,800円	10,600円	
	第5階層	所得割課税額が53,300円以上77,100円未満の世帯	19,100円	18,700円	12,700円	12,400円	12,600円	12,300円	
	第6階層	所得割課税額が77,100円以上102,500円未満の世帯	21,500円	21,100円	14,300円	14,000円	14,200円	13,900円	
	第7階層	所得割課税額が102,500円以上128,500円未満の世帯	23,600円	23,100円	15,800円	15,500円	15,700円	15,400円	
	第8階層	所得割課税額が128,500円以上156,000円未満の世帯	25,500円	25,000円	17,000円	16,700円	16,900円	16,600円	
	第9階層	所得割課税額が156,000円以上183,500円未満の世帯	27,500円	27,000円	18,200円	17,800円	18,000円	17,600円	
	第10階層	所得割課税額が183,500円以上211,200円未満の世帯	29,200円	28,700円	19,500円	19,100円	18,100円	17,700円	
	第11階層	所得割課税額が211,200円以上233,700円未満の世帯	31,000円	30,400円	20,700円	20,300円	18,200円	17,800円	
	第12階層	所得割課税額が233,700円以上256,300円未満の世帯	32,500円	31,900円	21,600円	21,200円	18,400円	18,000円	
	第13階層	所得割課税額が256,300円以上283,700円未満の世帯	34,200円	33,600円	22,600円	22,200円	18,600円	18,200円	
	第14階層	所得割課税額が283,700円以上311,100円未満の世帯	35,700円	35,000円	22,800円	22,400円	18,800円	18,400円	
	第15階層	所得割課税額が311,100円以上338,500円未満の世帯	37,200円	36,500円	23,100円	22,700円	19,100円	18,700円	
	第16階層	所得割課税額が338,500円以上365,900円未満の世帯	38,500円	37,800円	23,500円	23,100円	19,400円	19,000円	

階層	8,500円以上366,000円未満の世帯						
第17階層	所得割課税額が366,000円以上398,800円未満の世帯	40,000円	39,300円	23,900円	23,400円	19,800円	19,400円
第18階層	所得割課税額が398,800円以上435,400円未満の世帯	43,400円	42,600円	24,400円	23,900円	20,200円	19,800円
第19階層	所得割課税額が435,400円以上481,300円未満の世帯	48,900円	48,000円	25,000円	24,500円	20,700円	20,300円
第20階層	所得割課税額が481,300円以上540,800円未満の世帯	53,700円	52,700円	25,600円	25,100円	21,200円	20,800円
第21階層	所得割課税額が540,800円以上616,100円未満の世帯	57,500円	56,500円	26,300円	25,800円	21,800円	21,400円
第22階層	所得割課税額が616,100円以上715,000円未満の世帯	61,000円	59,900円	27,100円	26,600円	22,600円	22,200円
第23階層	所得割課税額が715,000円以上850,900円未満の世帯	64,600円	63,500円	28,000円	27,500円	23,500円	23,100円
第24階層	所得割課税額が850,900円以上の世帯	68,500円	67,300円	29,000円	28,500円	24,500円	24,000円

備考

- 1 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 保育標準時間 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第4条第1項の規定による保育必要量の区分が1日当たり11時間までであるものをいう。
 - (2) 保育短時間 府令第4条第1項の規定による保育必要量の区分が1日当たり8時間までであるものをいう。
 - (3) 区市町村民税非課税世帯 市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）を課されない者のみで構成する世帯をいう。
 - (4) 区市町村民税均等割のみ課税世帯 所得によって課する市町村民税を課されない者のみで構成する世帯（区市町村民税非課税世帯を除く。）をいう。
 - (5) 区市町村民税所得割課税世帯 区市町村民税非課税世帯及び区市町村民税均等割のみ課税世帯以外の世帯をいう。
 - (6) 所得割課税額 所得によって課する市町村民税の額をいう。ただし、当該市町村民税の額を計算する場合には、規則で定める規定は、適用しない。
- 2 4月から8月までの月分の保育料の額は前年度分の市町村民税により、9月から翌年3月までの月分の保育料の額は当該年度分の市町村民税により決定するものとする。
- 3 支給認定子どもの属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯については、D階層の第24階層にあるものとみなしてこの表を適用する。

別表第2（第3条関係）

--	--

支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料月額 (支給認定子ども単位)
階層	条件	
第1階層	被保護世帯等	0円
第2階層	区市町村民税非課税世帯又は区市町村民税均等割のみ課税世帯（第1階層に属する世帯を除く。）	0円
第3階層	区市町村民税所得割課税世帯（第1階層に属する世帯を除く。）	所得割課税額が77,100円以下の世帯
第4階層		所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下の世帯
第5階層		所得割課税額が211,200円を超え256,300円以下の世帯
第6階層		所得割課税額が256,300円を超え366,000円以下の世帯
第7階層		所得割課税額が366,000円を超える世帯

備考

- 1 この表における用語の意義は、別表第1の備考1に定めるところによる。
- 2 4月から8月までの月分の保育料の額は前年度分の市町村民税により、9月から翌年3月までの月分の保育料の額は当該年度分の市町村民税により決定するものとする。
- 3 支給認定子どもの属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯については、第7階層にあるものとみなしてこの表を適用する。

(提案理由)

保育料等に関し必要な事項を定める必要がある。